

愛媛労働局発表

平成 27 年 11 月 27 日

[照会先]

【担当】

愛媛労働局労働基準部 健康安全課

健康安全課長 荒瀬 雅夫

主任衛生専門官 大西 健一

電話 089-935-5204（内線 470）

報道関係者 各位

平成 27 年 12 月 1 日からストレスチェックの実施が義務になります

さらに、平成 28 年 6 月 1 日から化学物質のリスクアセスメントの実施などが義務となります

- 常時使用する労働者に対して、年に 1 回、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施することが事業者の義務となります。（平成 27 年 12 月 1 日施行）
（※労働者数 50 人未満の事業場は当分の間努力義務となります。）
- 一定の危険有害性のある化学物質（640 物質）について、リスクアセスメント、譲渡提供時の容器などへのラベル表示が義務付けとなります。（平成 28 年 6 月 1 日施行）

1 ストレスチェック制度

ストレスチェック制度は、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止し、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることを目的としています。

事業者は、労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施し、検査結果は医師・保健師等から直接労働者に通知されます。（労働者の同意がない場合は、医師・保健師等は事業者の結果を通知しません。）

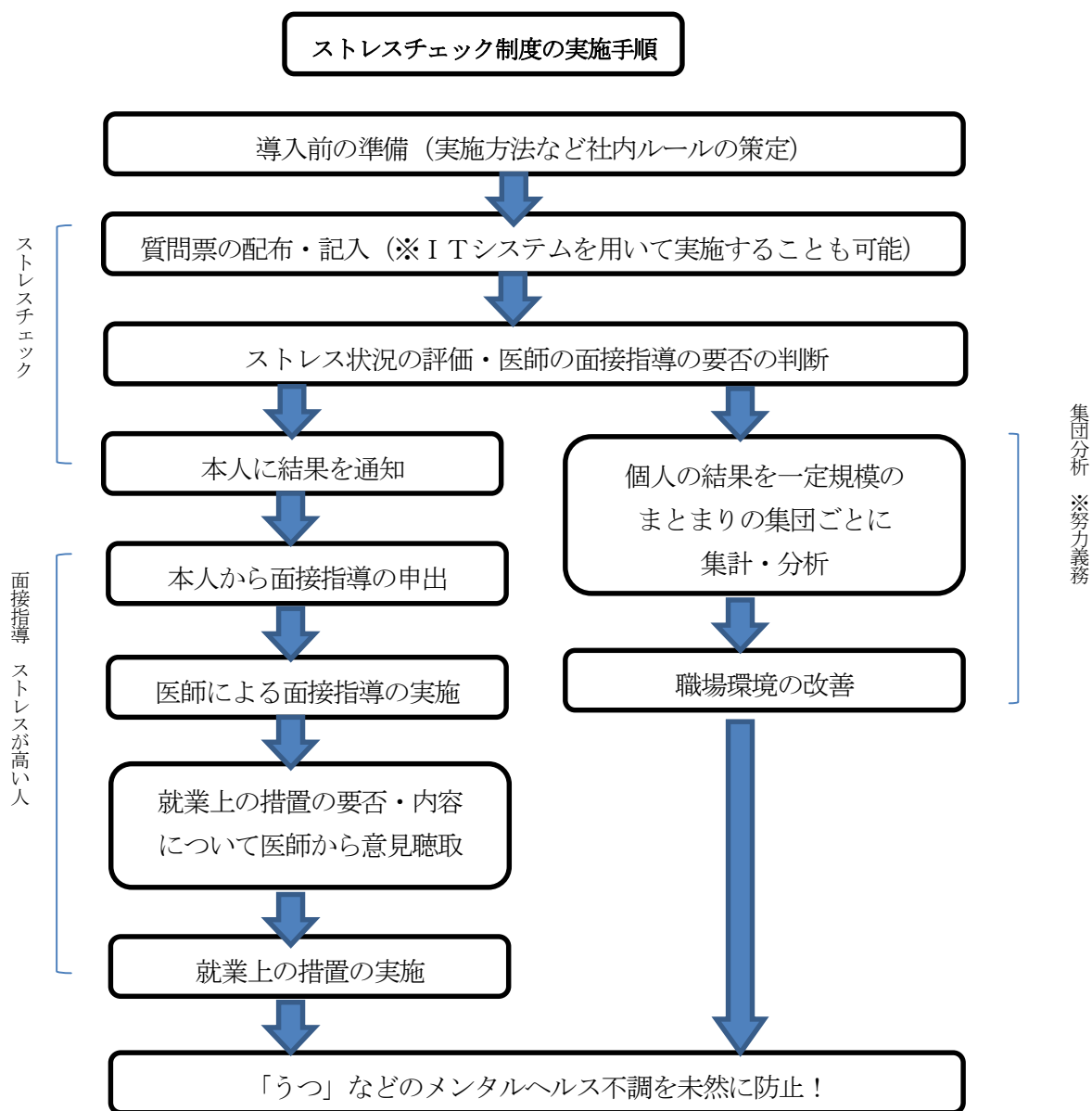
検査の結果、一定の要件に該当するストレスが高い労働者から申し出があった場合、事業者は医師による面接指導を実施し、面接指導の結果に基づく就業上の措置を講じる必要があります。

ストレスチェック制度は平成 27 年 12 月 1 日から施行され、労働者数 50 人以上の事業場は、毎年 1 回、定期的に労働者に対してストレスチェックを行うことが義務となります。（労働者数 50 人未満の事業場においては、当分の間努力義務となっています。）

初回のストレスチェックは平成 28 年 11 月 30 日までに実施することとなります。

ストレスチェックの実施に当たっては、事業場の衛生委員会等でストレスチェック制度の実施方法などを話し合い、社内規定として明文化して全ての労働者に周知するとともに、実施体制・役割分担を決めて実施することとなります。

本制度のマニュアル、Q&A等は厚生労働省ホームページ「ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等」に掲載されています。



2 化学物質のリスクアセスメント

一定の危険有害性のある化学物質（640 物質）について、平成 28 年 6 月 1 日から、業種、事業場の規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場に^{※1}リスクアセスメントが義務付けられます。

また、譲渡提供時に容器などへのラベル表示も義務付けられます。^{※2}

※ 1 <リスクアセスメントとは>

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

※ 2 <ラベル表示とは>

化学物質を譲渡提供者（メーカーなど）は、次の事項を記載したラベルを容器に貼付します。

- ①名称
- ②注意喚起語
- ③人体に及ぼす作用、安定性、反応性
- ④貯蔵または取扱い上の注意
- ⑤標章（絵表示）
- ⑥表紙をする人の氏名、住所、電話番号



(製品の名称)	△△△製品	〇〇〇〇
(絵表示)	 	(注意喚起語) 危険
(危険有害性情報) ・ 引火性液体及び蒸気 ・ 吸入すると有毒		
(注意書き)	取扱い注意	(供給者の特定)
・ 火気厳禁 ・ 防爆構造の器具を用いる		